

福島市系統用蓄電池設備に関するガイドライン

令和8年5月

福島市

目 次

第1章 本ガイドラインについて

1-1 ガイドラインの目的と位置づけ

1-2 ガイドラインの構成

第2章 総則

2-1 用語の定義

2-2 対象施設

2-3 手続一覧

第3章 設置区域基準

3-1 設置を回避すべき区域

3-2 設置にあたり慎重な検討を要する区域

3-3 区域確認担当部署

第4章 計画立案

4-1 事前協議

4-2 地域との合意形成

第5章 設計・施工

5-1 設備の設計

5-2 設備の施工

第6章 施設管理

6-1 安全・環境管理基準

6-2 適正管理と災害等の対応

第7章 廃止

7-1 撤去・処分の手続

第8章 公表

8-1 特定蓄電事業情報の公表

巻末資料

- ・ 主な関係法令等の手続及び窓口
- ・ 特定蓄電事業の手続の流れ

第1章 本ガイドラインについて

1-1 ガイドラインの目的と位置づけ

近年、再生可能エネルギーの導入拡大や電力の安定的供給を図るため、再生可能エネルギーの出力変動に応じて柔軟に充電・放電のできる蓄電池の重要性が高まっています。その中でも、系統用蓄電池設備は、再生可能エネルギー電源に併設される蓄電池と異なり、系統に直接接続され、電力システム全体の電力需給の調整力を担うものとして、国において、補助金による導入支援のほか、長期脱炭素電源オークションによる支援の対象化など、予算・制度を拡充して推進されている状況にあり、本市内においても系統用蓄電池設備設置の動きがみられます。

しかしながら、これらの一部は本市が懸念した山地等への設置が計画されるなど、再び地域環境や地域の安全安心が脅かされる可能性が惹起され、加えて、リチウムイオン電池等の発火に起因する大規模火災のリスクや冷却ファンによる騒音などのリスクも内包しており、市民の生命財産への影響も懸念されます。さらには、系統用蓄電池の設置に対して地域住民の一部からは、自然災害や火災、将来的な見通しへの不安など、設置に対して懸念する声が上がっており、秩序ある設置が望まれています。

こうした状況を踏まえ、福島市では、系統用蓄電池設備の設置にあたり、地域と共生する再生可能エネルギー等の導入によって電力の安定的供給に寄与しながら同時に地域との共存共栄を図るため、設置者の遵守事項等を定めた本ガイドラインを策定したところであり、当該内容に沿った適切な施設運営を求めるものです。

1-2 ガイドラインの構成

- 本ガイドラインは、以下の内容で構成しています。事業の計画段階から設置、廃止に至るまでの時系列毎に遵守すべき事項等を明示しています。

項目	内容
第2章 総則	本章では、本ガイドラインで使用する用語の意義や、対象施設、手続きの流れについて記載しています。
第3章 立地区域基準	本章では、系統用蓄電池設備の設置にあたり、「設置を回避すべき区域」、「設置にあたり慎重な検討を要する区域」について記載しています。
第4章 計画立案	本章では、計画立案段階で必要となる事前協議手続や地域との合意形成等について記載しています。
第5章 設計・施工	本章では、事業区域の設計段階で配慮が必要となる事項について記載しています。
第6章 施設管理	本章では、法令等に基づく保守点検の遵守のほか、福島市独自の管理基準、非常時の対処方法について記載しています。
第7章 廃止	本章では、事業終了に伴って行うべき撤去及び処分の遵守事項、手続等について記載しています。
第8章 公表	本章では、本ガイドラインに基づく各届出等の段階で実施しなければならない情報の公表について記載しています。

第2章 総則

2-1 用語の定義

- 本ガイドラインで使用する用語の意義は、以下のとおりです。

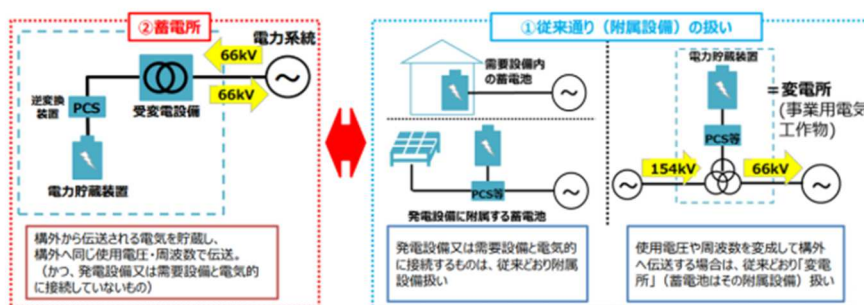
用語	内容
(1)系統用蓄電池設備	構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工作物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送する設備（同一の構内において発電設備又は需要設備と電氣的に接続されているものを除く。）
(2)特定蓄電事業	系統用蓄電池設備を設置（系統用蓄電池設備を設置するための竹木の伐採及び盛土、切土、埋立てその他の土地の造成を含む（調査、測量その他の規則で定める準備行為を除く。）。以下同じ。）若しくは運用する事業又はその両方
(3)特定蓄電事業者	特定蓄電事業を実施し、又は実施しようとする者
(4)特定蓄電池設備	系統用蓄電池設備のうち、特定蓄電事業の実施に伴い設置されるもの
(5)事業区域	特定蓄電事業を行う一団の土地（系統用蓄電池設備に附属する管理施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）。ただし、特定蓄電事業者に同一性が認められること、特定蓄電事業の開始時期に同時性が認められること、特定蓄電事業を実施する区域が一体又は近接など、一体的な土地利用と認められる区域は、事業区域に含めます。
(6)近隣住民等	次に掲げる者をいいます。 ア 事業区域の境界からおおむね 300メートル以内の区域（以下「近隣区域」という。）に居住し、又は近隣区域に土地若しくは建物を所有する者。ただし、市長が必要と認める場合は、当該距離を系統用蓄電池設備の規模に応じて市長が別に定める距離とします。 イ 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者 ウ 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者 エ 発電事業等の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者 オ 発電事業等の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者 カ 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者及びその構成員

2-2 対象施設

- 本ガイドラインは、福島市内において系統用蓄電池設備の設置・運用に関わる事業者に適用されます。
- 系統用蓄電池設備に関わる全ての主体が本ガイドラインに沿った取組を進めることが重要です。
- 出資者や、系統用蓄電池設備が設置される土地の賃貸人等においても、本ガイドラインで求める地域環境等の保全その他の地域との調和が図られているかについて、確認されるよう努めてください。

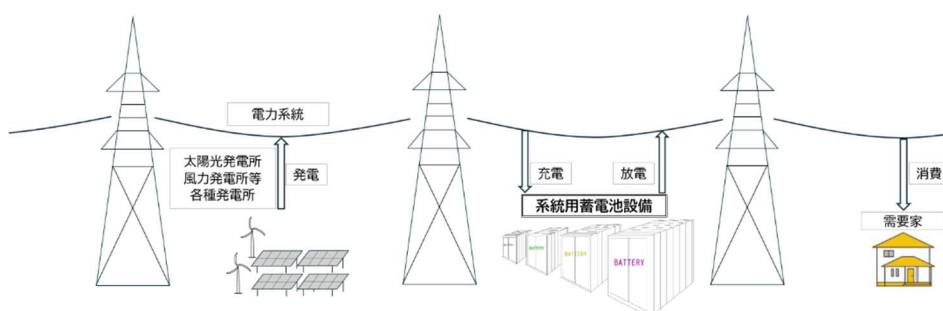
対象となる系統用蓄電池設備

- 本ガイドラインでいう系統用蓄電池設備とは、専ら電力の貯蔵を目的とする蓄電用の電気工作物を蓄電所として、電気設備に関する技術基準を定める省令に規定されています。従来の変電所との相違点として、構外（接続する電力系統）との関係においては、使用電圧や周波数を変成せずに伝送を行うものであることに注意が必要です。



出典) 経済産業省ホームページより

- 系統用蓄電池設備のイメージ



2-3 手続一覧

- 特定蓄電事業を実施するにあたっては、福島市の窓口である企業振興課へ連絡し事業概要について相談してください。また、電力会社への接続検討が必要です。接続検討の申請も同時に行ってください。
- 手続の流れについては、巻末資料の「特定蓄電事業の手続の流れ」を参照してください。
- 本ガイドラインによる福島市への手続一覧は以下のとおりです。

該当章	手続
第4章 計画立案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を検討している旨、企業振興課に連絡 ・「主な関係法令等の手続及び窓口」を参照し、市担当窓口相談 ・「特定蓄電事業設置計画兼事前協議書（様式第1号）」の提出 ・「特定蓄電事業設置計画変更等届出書（様式第2号）」の提出 ※変更の場合のみ ・「地域との協議経過等報告書（様式第6号）」の提出
第5章 設計・施工	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定蓄電池設備設置工事着手届（様式第7号）」の提出 ・「特定蓄電池設備設置完了届（様式第8号）」の提出
第6章 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定蓄電池設備運用開始報告書（様式第9号）」の提出 ・「特定蓄電事業設置計画変更等届出書（様式第2号）」の提出
第7章 廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定蓄電池設備運用終了届（様式第10号）」の提出 ・「特定蓄電池設備撤去完了兼廃止届（様式第11号）」の提出

第3章 設置区域基準

- 特定蓄電事業を実施するにあたっては、法令の遵守のみならず、地域住民の安全安心を担保するため、防災、環境保全等の観点も含めて検討する必要があります。
- 本ガイドラインでは、再エネ条例における太陽光発電施設の対応や特定蓄電事業の特性を踏まえたうえで、下記のとおり「設置を回避すべき区域」、「設置にあたり慎重な検討を要する区域」を定めました。
- 事業計画を策定する際には、事業区域が「設置を回避すべき区域」に該当する場合には、直ちに計画の変更又は中止の検討を行うとともに、「設置にあたり慎重な検討を要する区域」に該当する場合には、課題等について入念な検討を行うことが必要です。
- また、本市では、先達山をはじめとしたメガソーラーからの教訓を踏まえ、再エネ発電施設等の立地については、特に地域との調和を重視しています。地域住民、関係機関と十分な合意形成を図り、立地に対する関係者の意向を踏まえながら、事業の実施可否を検討してください。

3-1 設置を回避すべき区域

区域名	根拠法等	概要
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地	治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から、一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域であり、災害発生により地域住民の生命・財産を脅かす危険性が高い区域です。
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域	地すべりの発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限するべき土地として関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域であり、災害発生により地域住民の生命・財産を脅かす危険性が高い区域です。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限するべき土地として関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域であり、災害発生により地域住民の生命・財産を脅かす危険性が高い区域です。
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域又は建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、災害発生により地域住民の生命・財産を脅かす危険性が高い区域です。
洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域のうち家屋の流失又は倒壊をもたらすような氾濫等が発生するおそれがある区域として河川管理者が定める区域	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域であり、浸水に伴う火災、感電事故及び漂流物による地域住民の生命・財産を脅かす危険性が高い区域です。

区域名	根拠法等	概要
河川区域	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域	河川を管理するために必要な区域で、以下の 3 種類に分かれています。河川管理上設置することができません。 1号地 通常水が流れている土地 2号地 堤防や護岸など、河川を管理するための施設 3号地 1号地と2号地に挟まれている土地で、1号地と一体化して管理を行う必要のある土地
地域森林計画対象民有林・保安林	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の地域森林計画において定められた森林の区域及び同法第 25 条第 1 項の規定により指定された保安林	森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林であり、自然環境や景観へ与える影響が大きいこと、加えて「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」においても設置を禁止している区域であることから、系統用蓄電池設備についても設置を避けるべき区域です。
自然公園	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する自然公園に該当する区域	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園であり自然環境や景観へ与える影響が大きいことから、設置を避けるべき区域です。
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区	野生鳥獣の保護繁殖と生息環境の保全を図るために指定している区域で、多くの鳥獣が棲む森林や大型の鳥獣の生息地、渡り鳥の飛来地、絶滅のおそれのある鳥獣の生息地、市街地やその近くで鳥獣が生息するのに適しているところなどであり、設置を避けるべき区域です。
国指定重要文化財等の建造物、国指定史跡名勝天然記念物の区域	文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第 57 条第 1 項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物並びに同法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域	文化財等は、古くから福島市固有の文化を形成し、地域住民にとってかけがえのない財産であるとともに、その価値が失われることがあってはなりません。法令等に基づき指定等された文化財は、保護を原則としており、これらのエリアは設置を回避すべきです。
県指定重要文化財の建造物、県指定史跡名勝天然記念物の区域	福島県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び同条例第 24 条第 1 項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域	
市指定有形文化財の建造物、市指定史跡名勝天然記念物の区域	福島市文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物及び同条例第 15 条第 1 項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の区域	
水源保護地域	福島市水道水源保護条例（平成 14 年条例第 37 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された水源保護地域	水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域で、水源保護地域に指定されています。 水源保護地域に指定された区域内で土地の取引や開発行為を行う際は、土地の利用や開発行為により健全な水循環が損なわれないよう慎重な検討を要します。

区域名	根拠法等	概要
風致地区	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 24 年条例第 42 号）第 2 条第 1 項に規定する風致地区	都市において自然的要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために都市計画法に基づき定める地区です。地区内の風致を維持するため、建築物等の建築、宅地造成、木竹の伐採等の行為が規制されています。
土砂災害のおそれがある区域として市が定める区域	市が定める地すべり危険箇所、土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険箇所 土砂災害の発生状況を踏まえて市長が定める土砂災害のおそれがある区域県が国の土砂災害防止対策基本指針に基づき認定する新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所	以下の区域は、系統用蓄電池設備を設置することにより、土砂災害の発生リスクが増大するものと見込まれるため、設置を回避すべきです。 ①福島市地域防災計画における「土砂災害警戒区域等（地すべり）」 「土砂災害警戒区域等（土石流）」 「土砂災害警戒区域等（急傾斜地崩壊）」 ②「過去の土砂災害発生箇所」として福島市土砂災害ハザードマップで記した区域 ③「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」及び「土砂災害の危険性のある区域の明示（基礎調査結果の公表）」として県が公表している区域

3-2 設置にあたり慎重な検討を要する区域

区域名	根拠法等	概要
景観計画区域	景観法 福島市景観条例	景観計画区域内において系統用蓄電池設備を設置する場合は、行為ごとの景観に配慮すべき事項に適合する必要があります。福島市景観形成基本計画及び福島市景観まちづくり計画を参照し、必要に応じて主要な眺望点からの景観や周囲の自然環境、土地利用、歴史・文化などの地域の特性等にも配慮が必要です。
洪水浸水想定区域	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された洪水浸水想定区域	河川の洪水時に浸水が想定される区域では、平時より浸水リスクを認識したうえで、対策を検討する必要があります。特に系統等蓄電池設備及びその事業区域の浸水対策を講じ感電事故を防止するための配慮が必要です。
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	土地に埋蔵されている文化財保護のため、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）において系統用蓄電池設備を設置する場合、慎重な検討を要する。

3-3 区域確認担当部署

区域名	国・県担当部署	市担当部署
砂防指定地	福島県県北建設事務所 行政課	河川課
地すべり防止区域	福島県県北建設事務所 行政課	河川課
急傾斜地崩壊危険区域	福島県県北建設事務所 行政課	河川課
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	福島県県北建設事務所 行政課	河川課
洪水浸水想定区域 洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊 等氾濫想定区域	福島県県北建設事務所 管理課	河川課
河川区域	国土交通省福島河川国道事務所 河川管理課（国管理） 福島県県北建設事務所 行政課（県管理）	河川課
地域森林計画対象民有林・ 保安林	福島県県北農林事務所 森林土木課	農林整備課
自然公園	福島県自然保護課 福島県県北地方振興局 県民生活課	—
鳥獣保護区	福島県自然保護課 福島県県北地方振興局 県民生活課	—
国指定重要文化財等の建造物、 国指定史跡名勝天然記念物の区域	福島県教育庁文化財課	文化振興課
県指定重要文化財等の建造物、 県指定史跡名勝天然記念物の区域	福島県教育庁文化財課	文化振興課
市指定重要文化財等の建造物、 市指定史跡名勝天然記念物の区域	—	文化振興課
水源保護地域	—	環境衛生課
風致地区	—	都市計画課
土砂災害のおそれがある区域とし て市が定める区域	福島県県北建設事務所 行政課 （土砂災害防止対策基本指針）	河川課
景観計画区域	—	都市計画課

第4章 計画立案

4-1 事前協議

(1)法令手続、施工、運用管理等についての事前協議

- 特定蓄電事業者は、設置計画が明らかになった段階で、事業計画を検討している旨について、企業振興課に連絡をしてください。
- 特定蓄電事業の実施にあたっては、各種法令等に基づく規制等（遵守すべき基準、手続等）が定められています。巻末資料の「主な関係法令等の手続及び窓口」を参照し、担当窓口にて別途相談をしてください。
- 計画が進んだ段階で法や条例の規制が判明した場合は、事業の実施そのものが難しくなる場合や、計画の大幅な見直しや対策に大きなコストがかかる場合等、より難しい対応が必要になることもあります。検討段階において、担当窓口にて相談することが必要です。

(2)特定蓄電事業設置計画書兼事前協議書の提出

- 近隣住民等への周知、説明等に着手する前までに、必ず「特定蓄電事業設置計画兼事前協議書（様式第1号）」を企業振興課へ提出し、事前に特定蓄電事業内容について相談・協議をしてください。



「特定蓄電事業設置計画兼事前協議書（様式第1号）提出に必要な添付書類

- 主な関係法令等の手続及び窓口（該当項目にチェックが記入されているもの）
- 近隣住民等範囲説明書（様式第3号）
- 工事計画書
- 特定蓄電事業者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
- 系統用蓄電池設備の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの
- 特定蓄電池設備維持管理計画書（様式第4号）
- 特定蓄電池設備撤去計画書（様式第5号）
- 事業区域に係る土地所有者一覧
- 事業区域に係る土地の全部事項証明書
- 事業区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- 位置図
- 区域図
- 土地求積図又は地積測量図
- 現況図及び現況写真
- 土地利用計画平面図及び断面図
- 排水計画平面図及び断面図
- 雨水排水計算書
- 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図
- 配線系統がわかる図面
- 資金計画書
- 保険加入計画書
- その他市長が必要と認める書類等

(3)特定蓄電事業設置計画変更等届出書の提出

- 「特定蓄電事業設置計画兼事前協議書（様式第1号）」の提出後、計画の中止又は変更が必要となった場合には、直ちに「特定蓄電事業設置計画変更等届出書（様式第2号）」を企業振興課に提出してください。



「特定蓄電事業設置計画変更等届出書（様式第2号）提出に必要な添付書類

- 「特定蓄電事業設置計画兼事前協議書（様式第1号）提出時に添付した書類のうち、変更となる書類一式

4-2 地域との合意形成

(1)近隣住民等への説明

- 特定蓄電事業の実施にあたっては、地域住民等とのコミュニケーションが図られず、当初予定していた事業計画どおりに着工することができない事態も想定されます。系統用蓄電池設備の立地が周辺環境へもたらす影響等は大きいことから、早期の段階から地域との連携を図り、信頼関係を構築することが不可欠です。
- そのため、近隣住民等に対し、形式的住民説明会に留まることなく、地域住民との双方向のコミュニケーションによる事業趣旨理解に加え、地域への環境面だけでなく、地域が持つ文化的側面の理解について建設的な意見交換を実施し、実質的な合意形成を図らなければなりません。
- 計画の中止又は変更が必要となった場合は、速やかに企業振興課へ届け出を行い、その上で近隣住民の方々に対して丁寧な説明会を開催し、理解を得られるよう最大限努めてください。なお、事業の変更計画案について住民の理解が得られない場合は、地域の環境や住民の生活への影響を最優先に考慮し計画内容の見直しを行い、住民との合意形成を図る必要があります。

(2)近隣住民等への説明及び意見の聴取方法

- 説明会を開催する際には、インターネット、郵送その他の方法により近隣住民等が開催を確実に覚知できるよう通知しなければなりません。
- 特定蓄電事業者は、特定蓄電事業設置計画書兼事前協議書の提出後（全ての添付書類が整い、提出された場合に限る。）、速やかに、近隣住民等に対し系統用蓄電池設備の設置計画概要に係る説明会を開催し、その内容を説明しなければなりません。
- また、単に説明するだけでなく、近隣住民等の理解が得られるよう努めてください。説明できなかった者に対しては、特定蓄電事業者の連絡先等が明記された資料頒布等の対策を講じてください。
- 説明会では、近隣住民等に対し、説明会が終了した日の翌日から起算して概ね30日以内の間に、特定蓄電事業者に対し、意見書を出すことができる旨を説明しなければなりません。
- 特定蓄電事業者は、説明会における参加者の意見や、意見書により提出された意見に対して、必要に応じて近隣住民等と協議するとともに、誠実に回答しなければなりません。



近隣住民等に対する説明会において説明する事項

- 特定蓄電事業設置計画兼事前協議書の記載事項
- 土地利用計画
- 土砂災害等の発生防止のための方策
- 自然環境の保全のための方策
- 生活環境の保全のための方策
- 景観の保全のための方策
- 近隣住民等との合意形成に関する方策
- 維持管理及び撤去の計画（撤去後の土地利用方針を含む。）
- 非常時の対応

(3)地域との協議経過等報告書の提出

- 特定蓄電事業者は、近隣住民等への説明及び意見の聴取等必要な対応を実施したときは、「地域との協議経過等報告書（様式第6号）」に説明会議事録など必要書類を添付のうえ、企業振興課に提出しなければなりません。



「地域との協議経過等報告書（様式第6号）」提出に必要な添付書類

- 近隣住民等への説明資料及び説明会議事録
 - 近隣住民等からの意見・要望への対応結果を記載した記録等
- 市は、「地域との協議経過等報告書」などの内容を地域に確認したうえで審査を行い、地域との合意形成が十分に図られているかどうかを判断します。
 - 継続して地域との合意形成が図られるよう対策を講じてください。対策が不十分な場合、特定蓄電事業の設置が困難であると判断し中止要請を行うこともあります。慎重かつ丁寧に進めてください。

(4)要望への対応

- 近隣住民等から、特定蓄電事業に対する要望や苦情等が出された場合、又はそのおそれがある場合は、事業廃止に至る各段階で説明機会等を積極的に設けるなど、丁寧かつ誠意をもって対応し、理解が得られるよう努めなければなりません。

第5章 設計・施工

5-1 設備の設計・施工

(1)事業区域における設計

- 巻末資料の「主な関係法令等の手続及び窓口」を参照して設置を計画している土地に関する関係法令等を調査し、担当窓口へ必要な手続きを行ってください。
- 設置を計画している土地の周辺の状況や環境等について、文献調査や現地調査などの事前調査を入念に行い、以下の対策を講じなければなりません。
- 防災・安全面の配慮
 - ア 火災等への対応
特定蓄電池設備からの発火による火災を防止するため、消防法等の関係法令の規制に基づいた適切な措置を講じること。
 - イ 軟弱地盤への対応
軟弱地盤については、不同沈下が生じないように、置換等の対策工などの措置を講じること。
 - ウ 盛土・切土面の保護
盛土面又は切土面の保護が必要な場合は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。
 - エ かけ崩れ・土砂流出対策
事業区域内の地下水を排出する排水施設や擁壁などを適切に設置すること。また、かけ地の近隣に設置する場合は、かけ肩からの離隔距離を設けること。
 - オ 湧き水対策
湧き水がある場合は、湧き水を排出する地下排水管の設置など、適切な措置を講じること。
 - カ 雨水・排水対策
集中豪雨発生時の降雨量等から想定される雨水の流出抑制を踏まえた有効な排水対策（排水路改修、調整池等の設置等）を講じ、隣接地や道路等事業区域外への流出を防止する対策を講じること。
- 環境への配慮
 - ア 騒音の防止
冷凍機（空調の室外機）や送風機などは、騒音特定施設等に該当する場合があるため、事前に環境衛生課に確認すること。騒音特定施設等に該当する場合は、設置位置の検討や防音壁の設置などにより、規制基準を順守すること。騒音特定施設等に該当しない場合でも、地域住民に影響を与えないよう適切な対策を施すこと。
 - イ 緑地の保全及び緑化
特定蓄電池設備の事業区域は、環境に配慮し、特に緑地の保全を優先するとともに、積極的に緑化を行い、適正な管理に努めること。
 - ウ 生活用水等への配慮
地下水や湧水を飲水など生活に利用している地域では、水質の悪化や水量の低下が生

じないよう措置を講じること。また、土砂の流出等により水源の水質が悪化しないよう対策を講じること。

エ 河川等への配慮

下流の河川等において、土砂流出等による生態系や農林水産業等への影響が起らないよう、また、水質の悪化や低下が生じないよう措置を講じること。

オ 動植物の保護

貴重種の生育・生息が確認された場合には、環境省レッドリスト、ふくしまレッドリストに定める掲載種の保護方針に基づき、回避、低減、代償措置を実施すること。

これらのレッドリストに該当する種の生育・生息が確認されない場合でも、生態系を乱すことのないよう、事業区域の土地改変は最小限にすること。

● 景観への配慮

ア 景観計画への配慮

福島市景観まちづくり計画に規定された「景観に配慮すべき事項」のみならず、当該地区の景観形成の理念、方針、特性等を十分に把握し、これに配慮すること。

イ 設置による影響の適切な把握

福島市景観形成基本計画において保全すべき地域の優れた景観として示された次のような景観については、その景観の視点場を適切に把握するとともに、フォトモニタージュ等のシミュレーションにより設置による影響を明らかにする等、必要に応じて対策を講じること。特に、主要な眺望点からの眺望景観には留意すること。

- ・ 主要な眺望点からの眺望景観
- ・ 山並み、丘陵、河川、湖沼等の自然景観
- ・ 史跡、名勝等歴史的・文化的な景観
- ・ 市街地、住宅地等街並み景観
- ・ 農山村等の田園景観

ウ 土地の形質変更における措置

土地の形質変更を行う場合は、行為周辺の主要な視点場から目立たぬよう、従来の地形を生かす等必要最小限とすること。また、樹木の伐採や、改変に伴い生じる法面等については、当該地域に植生する樹木等により緑化すること。

エ 目隠し等の措置

公共的な施設（道路、公園等）や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫するとともに植栽等により修景すること。

周囲にフェンスを設置する場合は、植栽の内側とし、周囲の景観に調和した色彩とするとともに、目隠しの程度や周囲への圧迫感の軽減のいずれにも配慮されたものとする。

オ 特定蓄電池設備の色彩

特定蓄電池設備は、関係法令を遵守し、周囲の景観と調和した目立たない色彩とすること。

カ 植栽の維持管理

当該行為によって施工する植栽については、枯れ等が生じることがないように生育状況を適切に管理すること。

(2)特定蓄電池設備の設計

- 設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行ってください。
- 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行ってください。
また、防災、騒音などの環境保全、景観保全、発火による消防活動を考慮し、さらに保守点検及び運用管理の際に必要な作業を考慮した設計を行ってください。
- 電技解釈に対する具体的な仕様については、日本産業規格（JIS 規格）において定められているものが多いため、これらを参考にし、設計するようにしてください。

5-2 設備の施工

(1)特定蓄電池設備設置工事着手届の提出

- 特定蓄電事業者は、「地域との協議経過等報告書（様式第6号）」の提出後、特定蓄電池設備に係る工事を着手する日から起算して1か月前までに、「特定蓄電池設備設置工事着手届（様式第7号）」を企業振興課へ提出してください。

(2)特定蓄電池設備の施工

- 特定蓄電池設備の施工にあたっては、安全等に配慮した以下の対策を講じなければなりません。
- 安全等への配慮
 - ア 法令等の遵守
関係法令及び要綱の規定に従い、施工を行うこと。
施工に必要な資格を有する業者に発注を行うとともに、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工発注先に対して、関係法令及び要綱を遵守した適切な施工を求めること。また、施工状況及びその結果の確認を行うこと。
 - イ 工事の際の安全の確保
工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、近隣関係者等からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。
また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置、散水等を行うこと。さらに、設置工事に伴う資材置き場などが周辺に影響を及ぼさないように配慮すること。
特に、工事中の災害発生による事業区域内外への影響防止のため、調整池等の主要な防災施設を先行させ安全を確保した上で、他の工事に着手すること。

ウ 適切な廃棄物処理

伐採木などの廃棄物等については、関係法令や条例に従い、適切に処理すること。施工業者に対して、同様の配慮や適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う廃棄物等が適切に処理されていることを自らも確認すること。

また、廃棄物が残置されている場合や、施工区域内に廃棄物を発見した場合は、施工業者に対して、適切に処理が行われるよう指導すること。

エ 標識の表示

事業区域の造成工事等の開始後、事業地の外部から見えやすい場所に、公衆に対し危害を及ぼすおそれがなく、最小限のもので、事業概要（事業者名及び連絡先、施工者名及び連絡先、工期、設備の規模（出力及び容量））について記載した標識を速やかに掲示すること。

オ 道路および周辺施設への配慮

現場から車両等が出入りする際に、道路および周辺施設を損傷または汚損した場合は、速やかに修繕または清掃を行うこと。

● 周辺環境への配慮

ア 騒音・振動対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動について、適切な対策を講じること。また、施工に伴い、近隣関係者等から苦情があった場合には速やかに対応すること。

イ 濁水対策

隣接地や道路等事業区域外への工事に伴う濁水流出を防止する対策を講じること。また、工事により公共用水域の水質が悪化しないような対策を講じること。

ウ 関係者以外の立入防止措置

外部から容易に特定蓄電池設備に触れることができないよう、特定蓄電池設備と柵塀等との離隔距離を十分に確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができない構造とすること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じること。

エ 緩和緩衝帯等の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため防音壁や中高木による緑地その他の緩衝帯を設ける等の措置を行うこと。

(3)特定蓄電池設備設置完了届の提出

特定蓄電事業者は、特定蓄電池設備に係る工事が完了したときは、当該完了の日の翌日から起算して14日以内に、「特定蓄電池設備設置完了届（様式第8号）」を企業振興課へ提出してください。



「特定蓄電池設備設置完了届（様式第8号）」提出に必要な添付書類

- 設置工事前後の写真
- 工事過程の写真（工種毎）

第6章 施設管理

6-1 安全・環境管理基準

(1)保安規程等に基づく点検

- 特定蓄電池設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守する必要があります。
- また、出力1万kW以上または容量8万kWh以上の場合は、電気事業法に基づく工事計画の届出及び使用前自主点検を実施しなければなりません。

6-2 適正管理と災害等の対応

(1)適正管理

- 運用管理計画どおり保守点検及び運用管理を行うとともに、結果について記録、保管のうえ、定期的に発電量を計測し、記録するようにしてください。また、施設の適正な管理にあたっては、以下の対策を講じなければなりません。

- 周辺環境等への配慮

ア 火災の防止

特定蓄電池設備を適切に管理するとともに、除草なども定期的に行い、火災等その他の災害の発生防止に努めること。

イ 騒音の防止

特定蓄電池設備や防音壁などの騒音防止設備を適切に管理することにより、騒音被害の発生防止に努めること。

また、地域住民等から苦情があった場合には速やかに、かつ真摯に対応すること。

ウ 関係者以外の立入防止措置の管理

柵塀等については、出入口に施錠等を行うとともに、適切に運用管理を行い、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じること。

エ 施設内の管理

事業地からの各種資材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように防草シートや除草等を行い適正に維持管理を行うこと。特に除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。また、啓発看板の設置等により事業地への不法投棄を防止すること。

- 地域住民との協定等

実施する特定蓄電事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守してください。

(2)特定蓄電池設備運用開始報告書の提出

- 特定蓄電池設備の運用管理を開始する前までに、「特定蓄電池設備運用開始報告書（様式第9号）」を企業振興課へ提出してください。

(3)特定蓄電事業設置計画変更等届出書の提出

- 「特定蓄電池設備運用開始報告書（様式第9号）」の記載内容に変更があった場合（譲渡等により発電事業者が変わり、新たに運用管理を開始する場合を含む。）には、「特定蓄電事業設置計画変更等届出書（様式第2号）」を企業振興課へ提出してください。

(4)災害時における対応

- 関係者との連携体制の構築
特定蓄電池設備の事故発生、運転停止、放充電力量の低下などの事態が発生したときの対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築しなければなりません。
- 災害対応の実施
落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による特定蓄電池設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生したときには、直ちに放充電、運転状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、特定蓄電池設備の発火、損壊、飛散及び感電の状況の有無について、企業振興課へ報告してください。また、特定蓄電池設備の異常や発火、破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、企業振興課へ速やかにその旨を連絡し、被害防止や被害の拡大防止のための措置を講じなければなりません。
- 損害に対する対応
事業区域内に起因する第三者に対する損害等が発生した場合は、損害の賠償等について、適切かつ誠実な対応に努めてください。

第7章 廃止

7-1 撤去・処分の手続

(1)法令等に基づく適正な撤去・処分

- 事業を終了した特定蓄電池設備について、撤去までの期間、関係法令の規定に準拠して適切に維持管理を行ってください。また、特定蓄電池設備の撤去及び処分に当たっては、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、速やかに撤去してください。
- 特定蓄電池設備の処分に当たっては、最大限リユース・リサイクル等に努め、資源循環の取組に配慮してください。

(2)特定蓄電池設備運用終了届の提出

当該特定蓄電池設備の運用を終了した日の翌日から起算して14日以内に「特定蓄電池設備運用終了届（様式第10号）」を企業振興課へ提出してください。

(3)特定蓄電池設備撤去完了兼廃止届の提出

当該特定蓄電池設備の撤去及び処分が完了した日の翌日から起算して14日以内に「特定蓄電池設備撤去完了兼廃止届（様式第11号）」を企業振興課へ提出してください。



「特定蓄電池設備撤去完了兼廃止届（様式第11号）」提出に必要な添付書類

- 特定蓄電池設備撤去完了後の現況写真
- 特定蓄電事業廃止後の事業区域に係る防災その他の措置を示した平面図

(4)処分に関する配慮

- 処分費用の積立
事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、必要となる費用の積立を計画的かつ確実に行わなければなりません。
- 地域住民との合意事項
事業終了後の設備の撤去など市や地域住民と合意した事項がある場合は、当該合意事項に従い責任をもって対応してください。
- 景観への配慮
事業用地については、原状回復に加え、一定の景観配慮がなされた状態の復元に努め、その後に事業終了としなければなりません。

第8章 公表

8-1 特定蓄電事業情報の公表

(1)趣旨

- 特定蓄電事業の実施にあたっては、近隣住民等をはじめ広く地域住民に事業内容や進捗状況を知り得る状況にしなければなりません。特定蓄電事業者は、事業に対する理解が促進されるよう本ガイドラインに基づく届出等の各段階で自ら情報を公表するようにしてください。

(2)公表の方法

- 「特定蓄電事業設置計画兼事前協議書（様式第1号）」を企業振興課へ提出後（全ての添付書類が整い、提出された場合に限る。）速やかに、特定蓄電事業概要（特定蓄電事業設置計画兼事前協議書（様式第1号）記載事項）について、インターネット等により公表してください。
- 本ガイドラインに基づく各種届出（以下のとおり）を市に提出した段階で、当該届出の内容をインターネット等により公表してください。
 - ・「特定蓄電事業設置計画兼事前協議書（様式第1号）」
 - ・「特定蓄電事業設置計画変更等届出書（様式第2号）」 ※変更の場合のみ
 - ・「地域との協議経過等報告書（様式第6号）」
 - ・「特定蓄電池設備設置工事着手届（様式第7号）」
 - ・「特定蓄電池設備設置完了届（様式第8号）」
 - ・「特定蓄電池設備運用開始報告書（様式第9号）」
 - ・「特定蓄電池設備運用終了届（様式第10号）」
 - ・「特定蓄電池設備撤去完了兼廃止届（様式第11号）」
- 特定蓄電事業を実施している期間は、公表した情報を誰もが閲覧できる状態を保持するようにしてください。

巻末資料

主な関係法令等の手続及び窓口

No.	関係法令等	規制の概要	国・県の窓口	市の窓口	確認欄
1	電気事業法	出力規模によって、各種届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施等の手続が必要	経済産業省 関東東北産業安全監督部東北支部	—	<input type="checkbox"/>
2	砂防法	砂防指定地内における行為の許可	県北建設事務所行政課	河川課	<input type="checkbox"/>
3	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法	行為等が規制されるものではないが、注意が必要な箇所が示されている	県北建設事務所行政課	河川課	<input type="checkbox"/>
4	河川法	工事の承認、流水、土地の占用の許可	県北建設事務所行政課	河川課	<input type="checkbox"/>
5	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	特定開発行為の制限 土砂災害発生時に住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある土地	県北建設事務所行政課	河川課	<input type="checkbox"/>
6	自然公園法	国立（国定）自然公園内の行為の許可等	県自然保護課 県北地方振興局県民生活課	—	<input type="checkbox"/>
7	自然環境保全法 県自然環境保全条例	自然（緑地）環境保全地域内の行為の許可等	県自然保護課 県北地方振興局県民生活課	—	<input type="checkbox"/>
8	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内での開発の許可	県自然保護課 県北地方振興局県民生活課	—	<input type="checkbox"/>
9	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区における各種開発行為の規制	県自然保護課	—	<input type="checkbox"/>
10	文化財保護法 福島県文化財保護条例 福島市文化財保護条例	埋蔵文化財発掘の届出 遺跡発見の届出 指定文化財等に係る確認	県教育庁文化財課	文化振興課	<input type="checkbox"/>
11	景観法 福島市景観条例	景観計画区域内の届出対象行為における事前届出	—	都市計画課	<input type="checkbox"/>
12	国有林野の管理経営に関する法律	公用、公共用又は公益事業の用に供する場合の貸付許可	林野庁福島森林管理署	農林整備課	<input type="checkbox"/>
13	国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて	自然エネルギーを利用した発電事業用地としての貸付許可	林野庁福島森林管理署	農林整備課	<input type="checkbox"/>
14	森林法	所有者となった旨の届出伐採の届出 林地開発行為の許可 保安林の指定の解除	県森林保全課 県北農林事務所森林土木課	農林整備課	<input type="checkbox"/>
15	道路法	道路に工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合の許可	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 県北建設事務所 行政課	路政課	<input type="checkbox"/>

16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域内における土地の形質の変更届出	—	廃棄物対策課	<input type="checkbox"/>
17	都市計画法	区域区分・地域地区、都市施設に関すること 開発許可	—	都市計画課 開発建築指導課	<input type="checkbox"/>
18	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における一定行為の許可申請	—	開発建築指導課	<input type="checkbox"/>
19	宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）	規制区域内での宅地造成等に関する工事の許可	—	開発建築指導課	<input type="checkbox"/>
20	農地法	農地転用の許可	県農業担い手課 県北農林事務所指導調整課	農業委員会 事務局	<input type="checkbox"/>
21	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外	県農業担い手課 県北農林事務所指導調整課	農業企画課	<input type="checkbox"/>
22	公有地の拡大の推進に関する法律	一定面積以上の土地（都市計画施設にかかるものを含む）を有償譲渡する場合の事前届出（地方公共団体による土地の買取り希望の有無の確認）	—	都市計画課	<input type="checkbox"/>
23	国土利用計画法	一定面積以上の土地取引を行った場合の届出	県復興・総合計画課 県北地方振興局地域づくり・ 商工労政課	都市計画課	<input type="checkbox"/>
24	福島県大規模土地利用事前指導要綱 福島市大規模土地利用事前指導要綱	5ha 以上の開発行為の許可開発区域内に農地転用の許可が必要な農地が 4ha を超える場合	県復興・総合計画課 県北地方振興局地域づくり・ 商工労政課	都市計画課	<input type="checkbox"/>
25	建築基準法 都市計画法	建築基準法 （「建築物」に該当するかの確認、「確認申請」が必要かの確認等） 第1種特定工作物に該当するかの確認「開発許可」が必要か確認	—	開発建築指導課	<input type="checkbox"/>
26	環境影響評価法福島県環境影響評価条例	環境影響評価の実施	県環境共生課	環境政策課	<input type="checkbox"/>
27	騒音規制法 振動規制法 水質汚濁防止法 福島県生活環境の保全等に関する条例 福島市公害対策防止条例	届出対象施設の届出	—	環境衛生課	<input type="checkbox"/>
28	土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の形質変更を行う場合の届出	—	環境衛生課	<input type="checkbox"/>
29	福島市水道水源保護条例	水道水源の保護	—	環境衛生課	<input type="checkbox"/>
30	福島県水源地域保全条例	水源地域内の土地について、権利を移転・設定する契約を行う場合の届出	県土地水対策室	—	<input type="checkbox"/>

31	福島市法定外公共物の管理に関する条例	工事の承認 流水、土地の占用の許可	—	【道路】 路政課 【水路】 河川課※1 農林整備課※2	<input type="checkbox"/>
32	消防法	指定数量以上の危険物（電解液など）を有する蓄電池設備を設置する場合	—	消防本部予防課	<input type="checkbox"/>
33	福島市火災予防条例	指定数量未満の危険物（電解液など）を有する蓄電池設備を設置する場合	—	消防本部予防課	<input type="checkbox"/>
	福島市火災予防条例	上記を含むすべての蓄電池設備を設置する場合	—	消防本部予防課	<input type="checkbox"/>
	福島市火災予防条例	全出力が 50 キロワット以下のものを除いた高圧又は特別高圧の変電設備を設置する場合の届出	—	消防本部予防課	<input type="checkbox"/>

※1 市街化区域及び都市計画区域外の場合

※2 市街化調整区域の場合

「特定蓄電事業の手続の流れ」

